

	質問	回答
1	生活支援体制整備事業・認知症総合支援事業各事業に1名配置とのことですが、この職員が介護予防プランを組むことは、可能でしょうか。	仕様書P. 12の(6)に記載のとおり、第2層生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員は、介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援事業には従事しないこととしております。したがって、介護予防予防プランを組むことはできません。
2	上記の事業職員はいつまでに配置予定ですか。また、配置職員は常勤配置で、委託費はすべて人件費、経費込みでしょうか。	委託開始日までに必要な人員を配置する必要があります。第2層生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員は、仕様書P. 12の(2)、(3)に記載のとおり、両業務を合わせて計週5日間勤務するものとするため、常勤職員を想定しております。委託費につきましては、人件費他運営に係る費用全てを含めた金額としております。
3	現状の予防プランナーの人数を減らしてこの2事業の配置は可能でしょうか。	指定介護予防支援事業に係る人員数につきましては、特段の規定はありません。業務に支障が生じないようであれば、人員を削減しても構いません。
4	プレゼンテーションは、何名で行うことが出来るのでしょうか。	募集要項P. 8に記載のとおり、プレゼンテーションの出席者は3名程度です。

	質問	回答
5	<p>提出書類のうち、「費用見積」・「指定介護予防支援業務に係る介護報酬の収支報告書」について、介護予防ケアマネジメントに係る費用も含めるのでしょうか。</p>	<p>「費用見積」については、募集要項P. 4の7. 運営財源等に記載のある3事業（地域包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）の費用のみを記載してください。</p> <p>「指定介護予防支援業務に係る介護報酬の収支報告書」については、介護予防ケアマネジメントを含めず、指定介護予防支援業務に係る収支のみを記載してください。</p> <p>介護予防ケアマネジメントについては、仕様書P. 4に記載のとおり、委託契約を別途締結することとしており、介護予防ケアマネジメントに係る費用見積については、その際にご提出いただくこととなります。</p>
6	<p>認知症地域支援推進員、第2層生活支援コーディネーターの資格要件、研修会の受講については、今年度受講すればよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書P. 12の12. 業務に従事する者の要件の(3)ア・イに記載の認知症地域支援推進員の資格については、委託開始日までに保有している必要があります。</p> <p>「生活支援コーディネーター養成研修」及び「認知症地域支援推進員研修」については、必ずしも委託開始日までに受講していただくかなければならないものではありません。新任の場合には、令和3年度中に受講していただくこととなります。</p>

	質問	回答
7	<p>指定介護予防支援事業について、介護予防プランナーの採用を今後する場合は、人事配置は現状の配置で、採用できた時点で人員配置の変更で提出すれば可能でしょうか。専従1名以上配置をすればよろしいでしょうか。</p>	<p>応募書類提出時点で、指定介護予防支援事業専従職員を1名以上配置していただく必要があります。応募書類提出後に追加採用する場合は、採用が決定した時点で人員配置変更の申し出をお願いいたします。</p> <p>なお、他の職種についても、応募書類提出時から人員の変更が生じた場合には、速やかにお申し出ください。</p>